

## 第9回亘理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和6年9月27日（金）午後1時30分から午後2時31分

2. 会議の場所 亘理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員（13名）

1番	浅川文義	2番	星昌知	3番	安住政男
4番	安住郁子	5番	穴戸茂	6番	齋精一
7番	渡邊喜徳	9番	新田育男	11番	石垣祐子
12番	鈴木周吾	13番	遠藤圭一	14番	片平洋之
15番	伊藤富敏				

(2) 農地利用最適化推進委員（12名）

16番	渡辺幸一	17番	菊地英一	20番	丸子清
22番	末木清一	23番	鈴木誠一	24番	鈴木正彦
25番	太田匡美	26番	佐藤洋子	27番	結城美智子
28番	高橋敏	29番	佐藤弘子	30番	穴戸俊雄

4. 欠席者

(1) 農業委員（2名）

8番 小野忠良 10番 加藤正純

(2) 農地利用最適化推進委員（2名）

19番 南條栄一 21番 高倉朝賀津

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 非農地証明願について

日程第6 第5号議案 令和6年度第6号亘理町農用地利用集積計画（案）  
について

## 6. 事務局

事務局長 菊池広幸、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第9回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、10月21日に互理と逢隈で地区委員会、10月22日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は10月28日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、8番、小野忠良委員、10番、加藤正純委員、19番、南條栄一推進委員、21番、高倉朝賀津推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、会議録署名委員は議長が指名することになっておりますので、4番、安住郁子委員、5番、穴戸茂委員を指名いたします。ここで議事の前に事務局より報告があります。

事務局 事務局から1件の報告と2件の議案の訂正があります。はじめに、第1号議案の順位3番については、地区委員会後に取下げの申し出がありましたので、今回取下げとなります。続きまして、議案の訂正をお願いいたします。第1号議案の順位8番、面積の計に誤りがありましたので訂正願います。続いて第2号議案の順位1番、計の面積が空欄になっておりましたので記入願います。報告と訂正については以上となります。

議長 それでは、日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、採決することといたします。それでは、はじめに互理地区委員会より説明をお願いします。

12番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

3番 (順位2番、順位4番から順位5番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7番 (順位6番から順位12番まで議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

16番 順位4番と順位5番ですが、品目がヨモギ栽培とありますが、これは薬草に使うのか、山崎製パンのようなどころに出すのか、参考までにお聞きしたい。

事務局 ヨモギは亘理にも工場ができて、宮城製粉に出して餅の方に使用するようです。

16番 そうすると、耕作放棄地とかある程度産地づくりとして亘理でも展開していったらいいかなと思いました。

事務局 宮城製粉でもヨモギが結構足りないようで、昨年までは常時、上部15センチを切って出していたようです。今年からは20センチまで伸ばして切ってほしいということで、非常に足りないということで、こういうところで作ってもらえるのはありがたいと栽培方法も指導しながら、今回は営農型太陽光発電になりますが、パネルの下だけではなくて、農地一体でヨモギを栽培していくということで、申請が出ております。

議長 よろしいですか。

16番 はい。

議長 その他ございませんか。

22番 順位6番から順位11番について、場所の確認をしたい。場所については、阿武隈川の堤防の内側という解釈でよろしいか。

事務局 川側になります。

22番 土手から川の方に入った中ということでよろしいですか。

事務局 そうです。

22番 わかりました。

議長 その他ございませんか。なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 番については、許可することに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 2 番については、許可することに決定します。次に順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 4 番については、許可することに決定します。次に順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 5 番については、許可することに決定します。次に順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 6 番については、許可することに決定します。次に順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 7 番については、許可することに決定します。次に順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 8 番については、許可することに決定します。次に順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 9 番については、許可することに決定します。次に順位 10 番の採決を行います。順位 10 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 10 番については、許可する

ことに決定します。次に順位 1 1 番の採決を行います。順位 1 1 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 1 番については、許可することに決定します。次に順位 1 2 番の採決を行います。順位 1 2 番について許可することにご意義ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 2 番については、許可することに決定します。以上で第 1 号議案の審議を終了します。日程第 3、第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。

それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 2 号議案の審議を終了します。

日程第 4、第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会よりして説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

1 2 番 (順位 1 番から順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 番 (順位 3 番から順位 7 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

7 番 (順位 8 番について議案書朗読及び補足説明)  
議長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

1 6 番 順位 4 番ですが、畑で 1 5 4 m<sup>2</sup>、総額で 5 0 万、一畝ちょっとしかないのですが、パネルが 1 8 0 枚、書き方を間違えたのかお聞きしたい。  
事務局 こちらについては、地図の標記がよくなかったです。地図をご覧になって頂きたいのですが、農地の部分を赤線で引いています。配置図を見ていただきたいのですが、転用する部分というのは太陽光への通路になります。実際、太陽光パネルを立てる場所は地目が山林になっておりまして、だいたい 1 反 6 畝ほどあります。総額につきましては山林を含めた金額になります。

議長 よろしいですか。

1 6 番 はい。

議長 ほかにありませんか。

2 2 番 順位 8 について伺います。施設の概要に宅地 7 区画と記載ありますが、図面を見ると合計で 7 区画あるんですが、今回申請あるのは 3 区画だと思いののですが、そのへんの解釈の仕方を教えていただきたい。

事務局 こちらにつきましても、先ほどの説明とほぼ同じになりますが、委員長の説明にあったとおり、計画図で見る既存の駐車場がある雑種地を含めての宅地造成になります。農地にあたる部分が赤枠の中。実際の計画図は既存駐車場を併用しての造成となります。

議長 よろしいですか。

2 2 番 はい。

議長 ほかにありませんか。なければ第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件について採決をいたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とすることに異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。次に順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とすることに異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。次に順位4番の採決を行います。順位4番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位4番については、許可相当とすることに決定します。次に順位5番の採決を行います。順位5番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位5番については、許可相当とすることに決定します。次に順位6番の採決を行います。順位6番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位6番については、許可相当とすることに決定します。次に順位7番の採決を行います。順位7番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位7番については、許可相当とすることに決定します。次に順位8番の採決を行います。順位8番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位7番については、許可相当とすることに決定します。以上で第3号議案の審議を終了いたします。日程第5、第4号議案、非農地証明願についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

3 番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第4号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ第4号議案、非農地証明願について、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第4号議案の順位1番については、許可することに決定します。次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可することにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第4号議案の順位2番については、許可することに決定します。次に順位3番の採決を行います。順位3番について許可することにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第4号議案の順位3番については、許可することに決定します。以上で第4号議案の審議を終了いたします。  
日程第6、第5号議案、令和6年度第6号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

( 発言なし )

議長 なければ採決に移ります。第5号議案、令和6年度第6号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第5号議案、令和6年度第6号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

22番 第1号議案の順位3番について、吉田地区委員会を通過しているが、今日この場で申請の取下げをしたとの報告がありましたが、取下げをした理由について詳しく説明いただきたい。

事務局 地区委員会が終わった後に、事務局の方から申請書の補正をお願いしておりまして、事務局に来た時に、本人から今回はこの申請について取下げをしたいということの申出がありました。ご自分たちの都合でとのことでした。

22番 吉田地区委員会の時には、お互い親子で納得していた話でした。その後に心境の変化があったという風に解釈してよろしいか。



事務局 そのとおりです。

22番 わかりました。

議長 そのほか、何かございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局 事務局から事務連絡が3件ございます。

以下、事務局より事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時31分